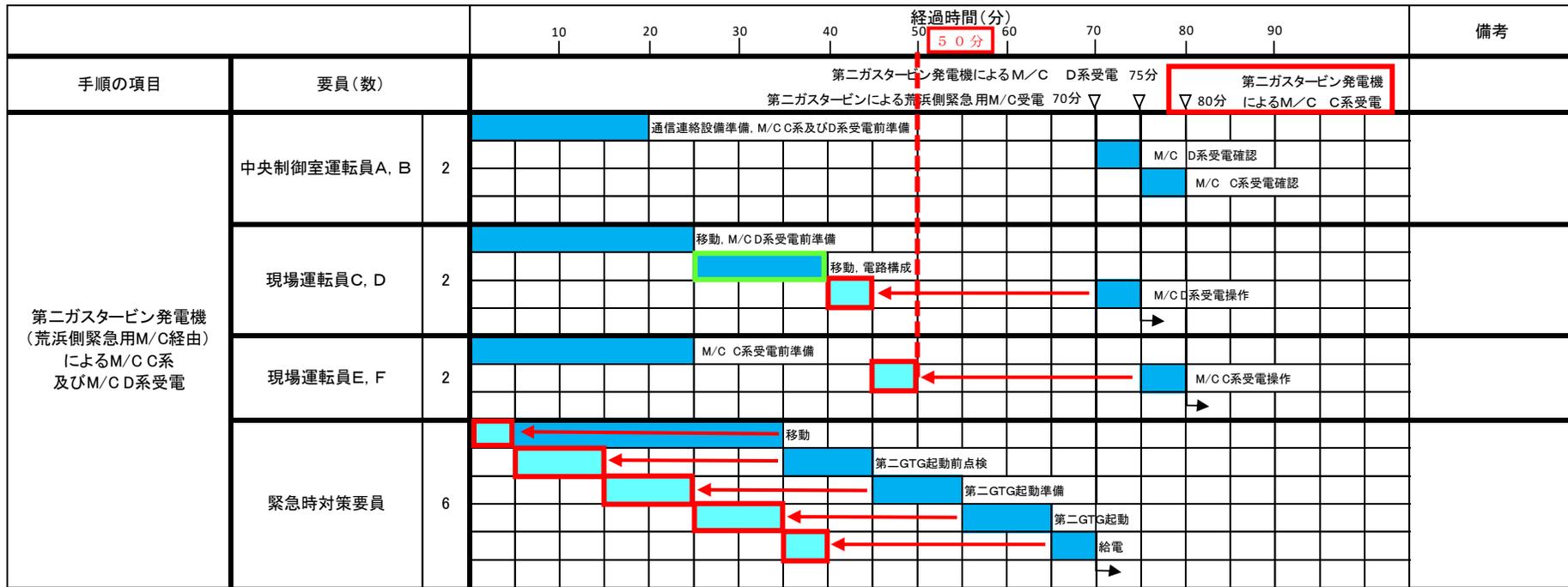


保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																																	
<p>表66-12 電源設備</p> <p>66-12-1 常設代替交流電源設備 ①</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="240 493 1317 634"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 493 528 541">項目 ②</th> <th data-bbox="528 493 1317 541">運転上の制限 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 541 528 634">常設代替交流電源設備</td> <td data-bbox="528 541 1317 634">常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="240 674 1317 1108"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 674 457 758">適用される原子炉の状態④</th> <th data-bbox="457 674 1041 758">設備 ⑤</th> <th data-bbox="1041 674 1317 758">所要数⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 758 457 1108" rowspan="5">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td data-bbox="457 758 1041 827">第一ガスタービン発電機</td> <td data-bbox="1041 758 1317 827">1台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 827 1041 896">第一ガスタービン発電機用燃料タンク</td> <td data-bbox="1041 827 1317 896">1基</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 896 1041 966">第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ</td> <td data-bbox="1041 896 1317 966">1台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 966 1041 1035">タンクローリ (16kL)</td> <td data-bbox="1041 966 1317 1035">※2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="457 1035 1041 1108">軽油タンク</td> <td data-bbox="1041 1035 1317 1108">※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：燃料移送系の必要な弁並びに配管を含む。</p> <p>※2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="240 1283 1317 1717"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1283 908 1331">項目 ⑦</th> <th data-bbox="908 1283 1130 1331">頻度</th> <th data-bbox="1130 1283 1317 1331">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1331 908 1415">1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)、に異常のないことを確認する。</td> <td data-bbox="908 1331 1130 1415">定検停止時1年に1回</td> <td data-bbox="1130 1331 1317 1415">電気機器GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1415 908 1499">2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="908 1415 1130 1499">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1415 1317 1499">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1499 908 1625">3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。</td> <td data-bbox="908 1499 1130 1625">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1499 1317 1625">当直長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1625 908 1717">4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="908 1625 1130 1717">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1130 1625 1317 1717">当直長</td> </tr> </tbody> </table>	項目 ②	運転上の制限 ③	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1	適用される原子炉の状態④	設備 ⑤	所要数⑥	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	第一ガスタービン発電機	1台	第一ガスタービン発電機用燃料タンク	1基	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	1台	タンクローリ (16kL)	※2	軽油タンク	※2	項目 ⑦	頻度	担当	1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)、に異常のないことを確認する。	定検停止時1年に1回	電気機器GM	2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。	1ヶ月に1回	当直長	4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	<p>① 設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十七条(1.14)が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器(添付-1)</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、常設重大事故等対処設備である常設代替交流電源による電源系が動作可能であることを運転上の制限とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))</p> <p>・設置許可基準規則(技術的能力審査基準)第五十七条(1.14) 「電源設備(手順等)」では、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置する(手順を定める)こと。</p> <p>④ 常設代替交流電源設備による電源系は、非常用電源が喪失した場合に重大事故等の防止・緩和に必要な設備に対し給電を行うために必要な設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間として適用する必要があることから、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。(保安規定変更に係る基本方針4.3(1))</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 第一ガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、必要な電力を確保するため、1台を所要数とする。 第一ガスタービン発電機用燃料タンクは、想定される重大事故等時において、タンクローリ(16kL)で燃料を補給するまでの間、第一ガスタービン発電機に燃料を補給可能な容量として、1基(20kL以上の燃料油が貯蔵されていること)を所要数とする。 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプは、想定される重大事故等時において、第一ガスタービン発電機の運転に必要な燃料を補給するため1台を所要数とする。 (保安規定変更に係る基本方針4.3(1)、添付-2)</p> <p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4.2)</p> <p>a. 性能確認(機能・性能が満足していることを確認する。) 項目1が該当。 定検停止時の点検に合わせ、性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認(運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。) 項目2, 3, 4が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき常設設備は1ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 なお、3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることの確認については、第一ガスタービン発電機の確認行為を阻害しないため、運転中及び運転終了後12時間のLCO除外期間を設ける。除外期間については、軽油タンクからタンクローリを用いて燃料補給を開始するまでの12時間を考慮した設定とする。(添付-2)</p>	<p>誤記訂正(保安規定変更に係る基本方針との整合)</p>
項目 ②	運転上の制限 ③																																		
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1																																		
適用される原子炉の状態④	設備 ⑤	所要数⑥																																	
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	第一ガスタービン発電機	1台																																	
	第一ガスタービン発電機用燃料タンク	1基																																	
	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	1台																																	
	タンクローリ (16kL)	※2																																	
	軽油タンク	※2																																	
項目 ⑦	頻度	担当																																	
1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態(電圧等)、に異常のないことを確認する。	定検停止時1年に1回	電気機器GM																																	
2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																	
3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が20kL以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。	1ヶ月に1回	当直長																																	
4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																																	

事前準備により時間短縮



1.14-134

第 1.14.9 図 第一ガスタービン発電機, 第二ガスタービン発電機又は電源車による M/C C 系及び M/C D 系受電  
(第二ガスタービン発電機 (荒浜側緊急用 M/C 経由) による M/C C 系及び M/C D 系受電の場合)  
タイムチャート

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																							
<p>66-12-2 可搬型代替交流電源設備 ①</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="240 415 1317 554"> <thead> <tr> <th>項目 ②</th> <th>運転上の制限 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>可搬型代替交流電源設備による電源系2系列<sup>※1</sup>が動作可能であること<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="240 594 1317 917"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態 ④</th> <th>設備 ⑤</th> <th>所要数 ⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>電源車</td> <td>2台×2<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>タンクローリ (4 k L)</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系列とは、電源車2台をいう。                  ※2：動作可能とは、緊急用電源切替箱接続装置、動力変圧器C系、AM用動力変圧器及び代替原子炉補機冷却系（熱交換器ユニット）に接続できることを含む。                  ※3：電源車は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。                  ※4：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="240 1207 1317 1425"> <thead> <tr> <th>項目 ⑦</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td><del>2</del>年に1回</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル 設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目 ②	運転上の制限 ③	可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備による電源系2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>	適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥	運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2 <sup>※3</sup>	タンクローリ (4 k L)	※4	軽油タンク	※4	項目 ⑦	頻 度	担 当	1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	<del>2</del> 年に1回	電気機器GM	2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM	<p>① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十七条（1. 14）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、可搬型重大事故等対処設備である可搬型代替交流電源設備による電源系2系列が動作可能であることを運転上の制限とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十七条（1. 14）                      「電源設備（手順等）」では、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置する（手順を定める）こと。</li> </ul> <p>④ 可搬型代替交流電源設備による電源系は、非常用電源が喪失した場合に重大事故等の防止・緩和に必要な設備に対し給電を行うために必要な設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間として適用する必要があることから、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 電源車は、可搬型重大事故等対処設備のうち可搬型代替電源設備（原子炉建屋の外から電気を供給するもの）であり2N要求設備に該当する。想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するもの1セット2台として、2セット4台を所要数とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1）、添付-2）</p> <p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4. 2）</p> <p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。）                  項目1が該当。                  「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき<del>2</del>年に1回、性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。）                  項目2が該当。                  「保安規定変更に係る基本方針」の重大事故等対処設備のサーベランス頻度の考え方に基づき可搬型設備は3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。</p>	<p>誤記訂正（保安規定変更に係る基本方針との整合）</p>
項目 ②	運転上の制限 ③																								
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備による電源系2系列 <sup>※1</sup> が動作可能であること <sup>※2</sup>																								
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥																							
運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	電源車	2台×2 <sup>※3</sup>																							
	タンクローリ (4 k L)	※4																							
	軽油タンク	※4																							
項目 ⑦	頻 度	担 当																							
1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	<del>2</del> 年に1回	電気機器GM																							
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM																							

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考																					
66-12-3 号炉間電力融通電気設備 ①  (1) 運転上の制限 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目 ②</th> <th>運転上の制限 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号炉間電力融通電気設備</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態 ④</th> <th>設備 ⑤</th> <th>所要数 ⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>号炉間電力融通ケーブル（常設）</td> <td>1組*1本</td> </tr> <tr> <td>号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</td> <td>1組*1本</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1組とは、3相各相1本の計3本をいう。</p> (2) 確認事項 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目 ⑦</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル 設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目 ②	運転上の制限 ③	号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること	適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥	運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1組*1本	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1組*1本	項目 ⑦	頻度	担当	1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM	① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十七条（1. 14）が該当する。  ② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）  ③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、号炉間電力融通ケーブル（常設）及び（可搬型）の所要数が使用可能であることを運転上の制限とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））  ・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十七条（1. 14） 「電源設備(手順等)」では、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。  ④ 号炉間電力融通ケーブル（常設）及び（可搬型）は、非常用電源が喪失した場合に重大事故等の防止・緩和に必要な設備に対し給電を行うために必要な設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間として適用する必要があることから、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））  ⑤ ②に含まれる設備  ⑥ 号炉間電力融通ケーブル（常設）及び（可搬型）は1N要求設備であり、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給するため、それぞれ電源融通に必要なケーブル1組本を所要数とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1）、添付-2）  ⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4. 2） a. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。） 項目1, 2が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方に基づき常設設備は1ヶ月に1回、可搬型設備は3ヶ月に1回、外観点検により、使用可能であることを確認する。	所要数の記載の適正化
項目 ②	運転上の制限 ③																							
号炉間電力融通電気設備	所要数が使用可能であること																							
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥																						
運転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1組*1本																						
	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1組*1本																						
項目 ⑦	頻度	担当																						
1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																						
2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM																						

保安規定 第66条 条文		記載の説明	備考																						
66-12-6 代替所内電気設備 ①  (1) 運転上の制限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 ②</th> <th>運転上の制限 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>代替所内電気設備<del>※1</del>からの給電系が使用可能であること <del>※2+</del></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態 ④</th> <th>設備 ⑤</th> <th>所要数 ⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td>AM用MCC</td> <td>4 個</td> </tr> <tr> <td>AM用切替盤</td> <td>2 個</td> </tr> <tr> <td><del>AM用操作盤</del></td> <td><del>2 個</del></td> </tr> <tr> <td>AM用動力変圧器</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>緊急用断路器</td> <td>2 個</td> </tr> <tr> <td>緊急用電源切替箱接続装置</td> <td>2 個</td> </tr> <tr> <td>緊急用電源切替箱断路器</td> <td>1 個</td> </tr> </tbody> </table> <del>※1</del> : AM用操作盤を含む。 <del>※2+</del> : 非常用交流高圧電源母線A系及びB系に給電できることを含む。		項目 ②	運転上の制限 ③	代替所内電気設備	代替所内電気設備 <del>※1</del> からの給電系が使用可能であること <del>※2+</del>	適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥	運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	AM用MCC	4 個	AM用切替盤	2 個	<del>AM用操作盤</del>	<del>2 個</del>	AM用動力変圧器	1 個	緊急用断路器	2 個	緊急用電源切替箱接続装置	2 個	緊急用電源切替箱断路器	1 個	① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十七条（1. 14）が該当する。  ② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）  ③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを運転上の制限とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））  ・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第五十七条（1. 14） 「電源設備（手順等）」では、電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における原子炉内の燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。  ④ 代替所内電気設備は、非常用電源が喪失した場合に重大事故等の防止・緩和に必要な設備に対し給電を行うために必要な設備であり、原子炉内に燃料が装荷されている期間及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間を機能維持期間として適用する必要があることから、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1））  ⑤ ②に含まれる設備  ⑥ 代替所内電気設備は必要な負荷に電力を供給するため、AM用MCC 4 個、AM用切替盤 2 個、 <del>AM用操作盤 2 個、</del> AM用動力変圧器 1 個、緊急用断路器 2 個、緊急用電源切替箱接続装置 2 個及び緊急用電源切替箱断路器 1 個を所要数とする。（保安規定変更に係る基本方針4. 3（1）、添付-2）  ⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4. 2） a. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。） 通常運転中の確認事項は、外観点検等により当該系統が使用可能であることを確認する。	工認の要目表に記載がないため、代替所内電気設備に含むこととする。
項目 ②	運転上の制限 ③																								
代替所内電気設備	代替所内電気設備 <del>※1</del> からの給電系が使用可能であること <del>※2+</del>																								
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 ⑥																							
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	AM用MCC	4 個																							
	AM用切替盤	2 個																							
	<del>AM用操作盤</del>	<del>2 個</del>																							
	AM用動力変圧器	1 個																							
	緊急用断路器	2 個																							
	緊急用電源切替箱接続装置	2 個																							
	緊急用電源切替箱断路器	1 個																							
(2) 確認事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 ⑦</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> </tbody> </table>		項目 ⑦	頻度	担当	1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																		
項目 ⑦	頻度	担当																							
1. 代替所内電気設備からの給電系が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	当直長																							

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																		
<p>66-16-3 緊急時対策所の代替電源設備 ①</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="240 415 1317 554"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 415 617 464">項目 ②</th> <th data-bbox="617 415 1317 464">運転上の制限 ③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 464 617 554">緊急時対策所の代替電源設備</td> <td data-bbox="617 464 1317 554">代替電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="240 594 1317 1083"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 594 617 678">適用される原子炉の状態 ④</th> <th data-bbox="617 594 1080 678">設備 ⑤</th> <th data-bbox="1080 594 1317 678">所要数<sup>※1</sup> ⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 678 617 1083" rowspan="5">運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> <td data-bbox="617 678 1080 762">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</td> <td data-bbox="1080 678 1317 762">2台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 762 1080 846">可搬ケーブル</td> <td data-bbox="1080 762 1317 846"><u>2組</u><del>※2</del><del>6本</del></td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 846 1080 930">交流分電盤</td> <td data-bbox="1080 846 1317 930">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 930 1080 1014">負荷変圧器</td> <td data-bbox="1080 930 1317 1014">1台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 1014 1080 1083">燃料補給設備</td> <td data-bbox="1080 1014 1317 1083">※<u>3</u><del>2</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。            ※2：1組とは、3相各相1本の計3本をいう。            ※3-2：「66-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>	項目 ②	運転上の制限 ③	緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること	適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 <sup>※1</sup> ⑥	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	2台	可搬ケーブル	<u>2組</u> <del>※2</del> <del>6本</del>	交流分電盤	3台	負荷変圧器	1台	燃料補給設備	※ <u>3</u> <del>2</del>	<p>① 設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18）が該当する。</p> <p>② 運転上の制限の対象となる系統・機器（添付-1）</p> <p>③ 以下の条文要求が運転段階においても維持できるよう、可搬型重大事故等対処設備である代替電源設備による電源系が動作可能であることを運転上の制限とする。なお、緊急時対策所(対策本部及び待機場所)は6号炉及び7号炉共用で1つであり、上記の運転上の制限は緊急時対策所あたりの要求である。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>・設置許可基準規則（技術的能力審査基準）第六十一条（1.18）            「緊急時対策所(の居住性に関する手順等)」として、重大事故等が発生した場合においても重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまり、必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するために必要な設備を設置する（手順等を定める）こと。[本項は代替交流電源からの給電が対象]</p> <p>④ 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（対策本部及び待機場所）は、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じたもの、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外との連絡を行うために必要な設備を設けたものである。重大事故等が発生する可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備であるため、適用される原子炉の状態は「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。（保安規定変更に係る基本方針4.3（1））</p> <p>⑤ ②に含まれる設備</p> <p>⑥ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備については、1台で必要な容量を有するものを燃料補給時の切替を考慮して2台を1セットとして所要数とする。            可搬ケーブルについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備1台あたり<u>1組</u><del>3本を</del>が必要である。工事計画認可申請書では予備も含めた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備4台に対して<u>4組</u><del>1-2本</del>を設置することとしているが、運転上の制限としては、要求される5号炉原子炉建屋内可搬型電源設備2台に対する<u>2組</u><del>6本</del>を所要数とする。            交流分電盤については、設置されている3台を所要数とする。            負荷変圧器については、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用主母線盤内に実装されている1台を所要数とする。            （保安規定変更に係る基本方針4.3（1），添付-2）</p>	<p>所要数の記載の適正化</p>
項目 ②	運転上の制限 ③																			
緊急時対策所の代替電源設備	代替電源設備による電源系が動作可能であること																			
適用される原子炉の状態 ④	設備 ⑤	所要数 <sup>※1</sup> ⑥																		
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	2台																		
	可搬ケーブル	<u>2組</u> <del>※2</del> <del>6本</del>																		
	交流分電盤	3台																		
	負荷変圧器	1台																		
	燃料補給設備	※ <u>3</u> <del>2</del>																		

保安規定 第66条 条文	記載の説明	備考																		
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="240 344 1317 930"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 344 923 394">項目 ⑦</th> <th data-bbox="923 344 1121 394">頻度</th> <th data-bbox="1121 344 1317 394">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 394 923 506">1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。</td> <td data-bbox="923 394 1121 506"><del>2</del>年に1回</td> <td data-bbox="1121 394 1317 506">電気機器GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 506 923 617">2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td data-bbox="923 506 1121 617">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1121 506 1317 617">モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 617 923 728">3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td data-bbox="923 617 1121 728">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1121 617 1317 728">電気機器GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 728 923 840">4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td data-bbox="923 728 1121 840">1ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1121 728 1317 840">電気機器GM</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 840 923 930">5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。</td> <td data-bbox="923 840 1121 930">3ヶ月に1回</td> <td data-bbox="1121 840 1317 930">モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目 ⑦	頻度	担当	1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	<del>2</del> 年に1回	電気機器GM	2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<p>⑦ 適用される原子炉の状態における確認事項を記載する。（保安規定変更に係る基本方針4.2）</p> <p>a. 性能確認（機能・性能が満足していることを確認する。） 項目1が該当。 「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方に基づき<del>2</del>年に1回、性能確認を実施する。</p> <p>b. 動作確認（運転上の制限を満足していることを定期的に確認する。） 項目2, 3, 4, 5が該当。 項目2, 5については、「保安規定変更に係る基本方針」の可搬型重大事故等対処設備のサーバランス頻度の考え方にに基づき、3ヶ月に1回、動作可能であることを確認する。 項目3, 4の頻度については、設計基準事故対処設備のサーバランス頻度と同等とし、1ヶ月に1回とする。</p> <p>なお、負荷変圧器、交流分電盤、可搬ケーブルについては、1ヶ月に1回又は3ヶ月に1回の外観点検により、必要な機能を満足していることを確認する。</p>	<p>誤記訂正（保安規定変更に係る基本方針との整合）</p>
項目 ⑦	頻度	担当																		
1. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	<del>2</del> 年に1回	電気機器GM																		
2. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																		
3. 負荷変圧器が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																		
4. 交流分電盤が使用可能であることを外観点検にて確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																		
5. 可搬ケーブルが使用可能であることを外観点検にて確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																		